

長野県新型コロナウイルス感染症 PCR 検査等実施方針（概要）

検査方針策定の背景

感染性の高い変異株陽性者が増大しており、まん延を防ぐためにはより幅広く検査を行い、これまで以上に早期に陽性者を発見し、必要な治療・療養環境を提供することで重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図ることが必要となっている。

方針策定のポイント

- ①「発症前の感染者」や「無症状のままの感染者」を早期に発見するため、『濃厚接触者準ずる者』として濃厚接触者に該当しないが、感染の可能性がある者等への幅広い検査を実施
- ②特に、陽性者が発生すると影響が大きい高齢者施設等においては、地域における集中的な検査や感染警戒レベル4以上での定期的な検査の推奨等により幅広く検査を強化
- ③社会経済活動等の継続のため、企業・団体等へ自費検査の推奨や学校における部活動等に係る検査を実施
- ④上記検査を迅速で効率的に行うため、民間検査機関を積極的に活用

1 症状がある者への検査

感染拡大防止のための検査

学校や高齢者施設等での健康管理を徹底し発熱、咳等の症状がある方を確実に早期検査につなげる

2 症状がない者への検査

（1）感染拡大防止のための検査

○保健所の疫学調査に基づく検査

- ・濃厚接触者全員の検査の実施
- ・「濃厚接触者に準ずる者」として感染の可能性のある者に対しての幅広い検査の実施

○感染拡大防止のための積極的な検査

- ・感染拡大地域における集中的な検査の実施
感染警戒レベル5以上の地域で対象となる地域や職種を定め集中的な検査を実施
- ・検査機器等を有していない病院や高齢者施設等における定期的な検査の推奨
検査機器等を有していない病院や高齢者施設等について、自主検査費用の補助を実施

（2）その他社会経済活動等の継続のために実施する検査

- ・企業・団体等の自費検査の推奨
従業員に陽性者が発生した場合に行う自費検査の検査費用を補助
- ・学校での部活動に係る公式大会及び国民体育大会等における検査の実施
県が不要不急の往来を控えるよう呼び掛けている都道府県で開催される公式大会等に参加する生徒及び選手等について、参加後の検査を実施

健康福祉部感染症対策課検査チーム
(課長) 大日方 隆 (担当) 三枝 哲一郎
小松 大吾
電 話 026-235-7148 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 4143
F A X 026-235-7334
E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

長野県新型コロナウイルス感染症 PCR 検査等実施方針

【検査方針策定の趣旨】

新型コロナウイルスから県民の命と健康を守るためには、ワクチン接種を進めるとともに、

- ①県民・事業者に対して感染防止の徹底を呼び掛け行動変容と対策を促す。
- ②病床確保をはじめ、医療・療養体制を一層充実する。
- ③早期に陽性者を発見し、必要な治療・療養環境を提供することで重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図る。

ことが重要である。

③については、保健所の努力等により、濃厚接触者以外の接触者に対する検査や一定の地域の高齢者施設、飲食店従業者などに対する検査を行うなど、国の基準にとらわれない積極的な検査に努めてきたところである。また、これまでの関係者の努力により、診療・検査医療機関は580、外来・検査センターは13か所、PCR検査を行える県内外の13（予定）の民間検査機関と契約を締結するなど、1日あたりの検査可能検体数を飛躍的に増大させることができた。現在、感染性の高い変異株陽性者が増大しており、まん延を防ぐためにはより幅広く検査を行い、これまで以上に早期に陽性者を発見し、必要な治療・療養環境を提供することで重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図ることが必要である。

そのため、「長野県新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施方針」を県として独自に定め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためのPCR検査等に関する基本的考え方を明確化し、PCR検査等を積極的戦略的に活用することにより、早期に陽性者を発見し、必要な治療・療養環境を提供することで重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図ることとする。

I 症状がある者への検査

1 感染拡大防止のための検査

発熱、咳等の症状がある方を確実に早期検査につなげる。

(1) 有症状者の早期の検査実施

県と市町村は、有症状者に対して、かかりつけ医又は受診・相談センターへの相談徹底を、ホームページやSNS等の様々な媒体を利用して呼びかけ、早期の検査実施につなげる。

(2) 高齢者施設及び障がい者施設での健康管理の徹底

高齢者施設及び障がい者施設（入所及び通所施設を含む。以下「高齢者施設等」という。）については、県は、管理者や事業主に対して、従業員や施設利用者の健康管理を徹底し、発熱等の症状がある場合には、速やかに嘱託医・かかりつけ医等への相談をさせるとともに、そのための休暇等を取得しやすい環境づくりを行うよう要請す

る。また、今後国から配布される予定の抗原検査キットを活用した迅速な検査の実施を要請する。

(3) 学校、保育所、民間事業所等での健康管理の徹底

県は、学校、保育所等の公共・公的施設、民間事業所等の管理者や事業主に対して、児童生徒や従業員等の健康管理を徹底し、発熱等の症状がある場合には、速やかにかかりつけ医や学校医、産業医等への相談をさせるとともに、そのための休暇等を取得しやすい環境づくりを行うよう要請する。

(4) かかりつけ医等による検査の推奨

県は、かかりつけ医等に対し、感染拡大防止のために積極的な検査を活用する考え方を周知するとともに、自ら行う検査や診療・検査医療機関、外来・検査センターでの検査の紹介を積極的に行うとともに、迅速な検査結果の把握により感染拡大を防止するため、抗原検査キットを積極的に活用するよう要請する。

II 症状がない者への検査

1 感染拡大防止のための検査

県は、陽性者からの感染拡大を防ぐため、感染性があるとされる「発症前の感染者」や「無症状のままの感染者」をできる限り早期に発見するため、次のとおり、検査を実施する。なお、保健所の負担軽減を図った上で迅速で効率的な検査を実施するため、唾液を用いた検査や抗原定量検査を含め民間検査機関を積極的に活用する。特に、集団感染につながると影響が大きい施設などでは検体プール検査法を含めて民間検査機関を活用する。

【保健所の疫学調査に基づく検査】

保健所の疫学調査に基づく検査においては、下記の方針に基づき、感染の可能性のある者に対して幅広く検査を行うことを原則とする。ただし、陽性者の急増期等にあつては、積極的疫学調査等の業務に対する負担を考慮し、保健所長の判断で優先順位の低い検査は行わないことができるものとする。

(1) 濃厚接触者全員の検査の実施

濃厚接触者については、変異株の高い感染性を考慮し、積極的疫学調査を行った上で、全員検査を実施し、陽性者との最終接触日から14日間は、自宅待機と健康管理を徹底させる。

(2) 接触者等への幅広い検査の実施

変異株の高い感染性を考慮し、次の①～③に該当する接触者（濃厚接触者となった者は除く。）について、「濃厚接触者に準ずる者」として検査を実施し、陰性が確認されるまでの間の自宅待機及び陽性者と接触後14日間の健康管理を徹底させる。

なお、状況に応じ、最後の陽性者が確認されてから2週間が経過するまで検査を行う。

①濃厚接触者に該当しないが感染の可能性のある者

なお、生活や仕事等で感染リスク期間に空間をともにしていた者は別紙の検査範囲の目安（例示）を踏まえて検査を実施する。

- ②陽性となった際に集団感染の発生が懸念される医療機関、高齢者施設等、学校、保育所等の従事者等。
- ③陽性者の同居者のうち、濃厚接触者に該当しない接触者（多くの場合は濃厚接触者に該当すると考えられるが、感染防護対策をしっかりとっていたとしても検査対象とする。）

なお、①②③以外の接触者については、陽性者との最終接触日から14日間は徹底した健康管理を要請する。

（3）濃厚接触者の同居者への検査の実施

- ①当該濃厚接触者に症状が見られる場合は原則検査を実施する。
- ②当該濃厚接触者に症状が見られない場合は、濃厚接触者の同居者のうち、医療機関及び高齢者施設等に勤務する者などについて、感染拡大防止の観点から検査の対象として必要性を検討する。

（4）陽性者の感染経路が特定されていない場合の検査の実施

当該陽性者の発症日前2日以降の接触者等に限らず、発症前2週間において当該陽性者と接触があり、当該陽性者の感染源となり得る者を必要に応じ遡って検査の対象とする。

【感染拡大防止のための積極的な検査】

（5）感染拡大地域における集中的な検査の実施

感染警戒レベル5以上の地域においては、対象となる地域や職種を定め、次のとおり集中的な検査を実施することを検討する。（地域検査）

- ①飲食店の従業員等：市町村と連携し、飲食店その他の一定の職種（業務上、近距離で接客等を行う業務など）に従事する者のうち希望する者に対する検査を民間検査機関を活用し、会場を設けて実施する。
- ②高齢者施設等の従事者：検体数の確定作業の段階から民間検査機関を活用して実施する。
- ③地域の感染状況等によっては、居住地や勤務地を特定するなど、①②以外の集団に対する集中的な検査の実施を検討する。

とりわけ、感染警戒レベル6になるなど、感染がまん延する状況においては、県は、市町村の協力のもと検査スポットを設置し、感染拡大地域との往来を行う者や感染が多発している地域の住民に対して広く検査を行うことを検討する。

（6）検査機器等を有していない病院や高齢者施設等における定期的な検査の推奨

感染警戒レベル4以上の地域に所在する検査機器等を有していない病院や高齢者施設等については、検査費用の補助を行い（感染警戒レベル3以下に引き下げた後、14日間は対象とする）、全従事者及び新規入所者に対する自費検査の定期的な実施を

強く推奨する。なお、実施にあたっては、活用可能な民間検査機関の情報提供に努める。

2 その他社会経済活動等の継続のために実施する検査

(1) 市町村における住民への検査の実施

県は市町村に対して、検査を希望する高齢者等に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国補助制度を活用した検査の実施を働きかける。

(2) 企業・団体等の自費検査の推奨

県は、企業・団体等が社会経済活動の継続のために、当該企業・団体等の従業員に陽性者が発生した場合や従業員が感染拡大地域を往来した場合など、感染リスクが高いと考えられる者の自費検査を推奨するとともに、従業員に陽性者が発生した場合に行う自費検査の検査費用の補助を行う。

(3) 学校での部活動に係る公式大会（※）及び国民体育大会等における検査の実施

県は、部活動に係る公式大会及び国民体育大会等で県が不要不急の往来を控えるよう呼び掛けている都道府県（直近一週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人を上回っている都道府県等）で開催される公式大会及び国民体育大会等に参加する生徒及び選手等について、参加後の検査を実施する。

なお、部活動に係る公式大会等については、県以外の学校の設置者に同様の対応を働きかける。

※高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催するブロック大会（北信越大会等）、全国大会

(4) 不安を抱える妊婦への分娩前検査の実施

県は、うつ状態などの不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等）を有する妊婦が、感染に対する不安解消のために検査を希望する場合は、「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」に基づき、分娩前に検査を実施する。

なお、(1)～(3)の検査については、迅速で効率的に検査を実施するため、可能な場合は検体プール検査法による検査の実施も検討する。

Ⅲ 体制の強化

県は検査チームを設置し、感染拡大防止のための検査や、社会経済活動等の継続のための検査体制を強化するとともに、民間検査機関との契約を一層推進し、検査体制の強化・拡充を図り、検査可能件数を大幅に増加させる。

県と契約する民間検査機関の拡充により、保健所の負担軽減を図りながら、感染拡大時の検査件数の増に対応するものとする。また、県民ニーズの高い自費検査が円滑に実施できる環境を整え、広く検査を行うための周知や必要な補助制度を設けるなど情報提供等に努める。

(別紙)

【検査範囲の目安（例示）】

状況に応じ、下記の範囲を広げて検査対象とする。

ア 飲食店

- ・従業員が陽性者の場合は、従業員全員
- ・利用者が陽性者の場合は、同一グループの会食参加者

イ 接待を伴う飲食店やカラオケのある店舗

- ・従業員又は利用者が陽性者の場合は、従業員及び利用者全員

ウ 飲食店以外の店舗

- ・陽性者との接触時間にかかわらず、室内の換気又は感染防護対策が不十分な状態で、接客した従業員又は接客された利用者の全員

エ 事業所

- ・陽性者と同一空間で飲食、喫煙、仮眠等の休憩を行った従業員全員、及び接触時間にかかわらず、室内の換気又は感染防護対策が不十分な場合で、同席した従業員全員
- ・職場への来訪者が陽性者の場合は、接触時間にかかわらず、室内の換気又は感染防護対策が不十分な状態で同席した従業員全員
- ・自動車、送迎バス等を陽性者と一緒に利用した従業員全員

オ 医療機関（病棟）

- ・職員又は入院患者が陽性者の場合も、当該職員が担当し又は当該患者が入院している同一フロアの入院患者と職員全員

カ 医療機関（外来・診療所）

- ・職員又は外来患者が陽性者の場合も、感染リスク期間に従事した職員及び外来患者全員（感染防護対策の状況等から必要性を保健所長が判断）

キ 高齢者施設等（入所）

- ・職員又は入所者が陽性者の場合も、「当該職員が担当し又は当該入所者が入居しているフロアの入所者」「当該施設が行うデイサービス等の通所サービス利用者」及び「職員」全員
- ・利用者等が重なり、感染の可能性がある施設がある場合は、幅広く検査を行う

ク 高齢者施設等（通所）

- ・職員又は通所者が陽性者の場合も、「当該通所サービス利用者」及び「職員」全員
- ・利用者等が重なり、感染の可能性がある施設がある場合は、幅広く検査を行う

ケ 学校（小学校から高校まで）

- ・児童生徒が陽性者の場合には、一緒に授業を受けたクラスの児童生徒及び同じ部活動を行った児童生徒の全員、並びに接触した教職員及び児童生徒の全員

- ・教職員が陽性者の場合には、授業を行ったクラスの児童生徒及び部活動を指導した児童生徒の全員、並びに接触した教職員及び児童生徒の全員

コ 保育園、幼稚園

- ・園児が陽性者の場合には、同一クラスの子ども（預かり保育等の場合は同室にいた子ども）、並びに接触した職員及び子どもの全員
- ・職員が陽性者の場合には、担任クラスの子ども及びクラスを超える園活動に関わった子どもの全員、並びに接触した職員及び子どもの全員

サ 職場や学校等の寮・共同生活の場

- ・居室、食堂、浴室等を共有している場合は利用者全員

シ 飲食店以外で行われた会食又は換気が不十分な室内で開催された会合・会議・寄り合い

- ・参加者全員

ス スポーツクラブ、合唱等発声を伴うサークル活動など

- ・接触時間にかかわらず、室内の換気又は感染防護対策が不十分な状態で、同室した参加者全員

セ その他、保健所長が必要と認めた者